

# 吉見町スポーツ協会表彰規程

## (目的)

第1条 吉見町(以下「町」という。)の体育・スポーツの振興に貢献し、その功績が顕著な者及びスポーツ界で優秀な成績を収めた者又はチームに対し、その栄誉を顕彰するため必要な事項を定めるものとする。

## (表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 功労賞
- (2) 優秀選手賞
- (3) 栄光賞

## (選考基準)

第3条 表彰の選考基準は、町内に在住、在勤、在学している者若しくは町の体育・スポーツ団体に所属する者で次のとおりとする。

- (1) 功労賞は、次のいずれかに該当するもので、以前にこの表彰を受けたことがない者とする。
  - ア 町の体育及びスポーツの振興について功労が顕著である者
  - イ 町の体育及びスポーツの指導に精励し、若しくは功績があり他の模範で原則として8年以上尽力した者
  - ウ 町の体育・スポーツ団体の振興発展に努力し、原則として10年以上尽力した者
- (2) 優秀選手賞は、特に優秀な成績を収め、他の模範と認められるもので、次のいずれかに該当するものとする。
  - ア 町の代表として、郡及び西部等地区大会以上の大会で優勝した者
  - イ 県の代表として、全国大会に出場した者
  - ウ 県予選を経て、関東大会又はそれ以上の大会に出場し、入賞した者
  - エ その他、これに準ずる成績を収めた者
- (3) 栄光賞は、優秀なる成績を収め、特に傑出した成績をあげ、次のいずれかに該当する者とする。
  - ア 全国大会に出場し、優勝した者
  - イ 国際大会・国際試合に参加した者
  - ウ 日本記録を更新した者（日本タイ記録を含む）

## (受賞者の推薦)

第4条 表彰の該当者については、関係団体長が次の事項を記載して町スポーツ協会長に推薦するものとする。

- (1) 氏名・性別・生年月日・住所・勤務先・所属団体名・略歴・業績・推薦理由
- 2 関係団体以外に該当者がいた場合においては、関係者の推薦又は本人からの自薦とする。

(受賞者の選考)

第5条 前項により推薦された者について、選考委員会において決定する。

2 選考委員は町スポーツ協会正副会長と理事長とする。

(選考基準の特例)

第6条 選考委員会が特に表彰に値すると認める場合、第3条第1項の規定にかかわらず表彰することができる。

(表彰の時期)

第7条 表彰は1月から12月までの期間を対象として、原則として2月に行うものとする。

(表彰の方法)

第8条 表彰は、表彰状を授与して行う。ただし、記念品を加授することができる。

(規程の変更)

第9条 この規程は、町スポーツ協会理事会の同意を得なければ変更することができない。

附 則

この規程は、昭和60年10月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月31日より施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日より施行する。